

2008年12月19日  
中央労働金庫

### 「就職安定資金融資制度」の取り扱い開始について

中央労働金庫は、2008年12月22日（月）より、「就職安定資金融資」の取り扱いを開始いたします。

本融資は、離職によって住居を喪失した方々に対し、住居と安定的な就労機会を円滑に確保できるよう支援することを目的とし、厚生労働省からの要請を受け、全国13の労働金庫で取り扱いに至ったものです。

なお、融資のお申込みに際しましては、事前にハローワークでご相談いただき、所定の書類を揃えていただく必要がございます。

#### 記

##### 1. 商品概要

名 称	就職安定資金融資
申込資格 ※要件認定はハローワークが行います。	次の1～4のいずれにも該当する方 1. 事業主都合による離職に伴って住居喪失状態となった方 2. 常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた活動を行うこと 3. 預貯金・資産がない方 4. 離職前に主として世帯の生計を維持していた方
利用対象者	1. ハローワーク証明の「離職・住居喪失証明書」・「住居入居予定証明書」・「就職安定資金融資対象者証明書」を提出できる方 2. 満18歳以上の方（満20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です） 3. 最終弁済時年齢満66歳未満の方 4. 当制度に係る日信協の保証基準を満たす方（融資審査があります）
資金使途	1. 住宅入居初期費用 ①敷金・礼金・前家賃・仲介手数料・火災保険料・入居保証料（上限40万円） ②転居費及び家具什器費（上限10万円） 2. 家賃補助費（上限36万円：6万円×6ヶ月） 3. 生活・就職活動費 常用就職活動費 上限90万円（15万円×6ヶ月）

融資限度額	離職者（雇用保険受給資格者）50万円
	離職者（非雇用保険受給資格者）176万円
融資金利	固定金利（年利）1%（別途保証料0.5%）
返済期間	据置期間6ヶ月経過後10年以内
返済方法	毎月元利均等返済（据置期間中は利息のみのご返済）
担保・個人保証	不要
保証機関	日本労働者信用基金協会

2. 取扱開始日 2008年12月22日（月）

3. お問い合わせ

- ① 申込資格や融資制度・手続きに関するお問合せは、「安定就職コーナー等設置公共職業安定所（ハローワーク）」へお願いいたします。

※詳細は、厚生労働省ホームページ

（<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/12/h1212-4.html>）をご覧ください。

- ② ハローワークご相談後の融資手続きに関するお問合せは、中央労働金庫本支店へ。

以 上